

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項から第五項まで、第六条第二項第三号、第十五条第一項ただし書、第二十条第一項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「(8)の1の項、(10)、(12)、(17)、(21)、(22)、(30)、(34)及び(35)」を「2の項及び4の項、(9)の1の項、(10)の2の項、(11)、(14)、(19)、(24)、(25)、(32)の2の項、(34)の1の項、(36)、(37)、(43)並びに(44)」に改める。

別表第一の表一の第一の一のイの(1)の1の項中「*Branta canadensis leucopareia*」を「*Branta hutchinsii leucopareia*」に改め、同表の第一の一のロの(1)の1の項中「*Lunda cirrhata*」を「*Fratercula cirrhata*」に改め、同表の第一の一のニの(1)の3の項中「ヨナクニカラスバト」を「ヨナグニカラスバト」に改め、同表の第一の一のホの(1)の4の項中「*Haliaeetus pelagicus pelagicus*」を「*Haliaeetus pelagicus*」に

改め、同表の第一の一のホの(1)中6の項を削り、5の項を6の項とし、4の項の次に次の一項を加える。

5	<i>Nisaetus nipalensis orientalis</i> (クマタカ)
---	--

別表第一の表一の第一の一のへの(1)の1の項中「*Lagopus mutus japonicus*」を「*Lagopus muta japonica*」に改め、同表の第一の一のチの(1)の1の項中「*Carduelis sinica kittlitzii*」を「*Chloris sinica kittlitzii*」に改め、同表の第一の一のチの(3)中1の項から3の項までを削り、4の項を1の項とし、同項の次に次の三項を加える。

2	<i>Luscinia komadori komadori</i> (アカヒゲ)
3	<i>Luscinia komadori namiyei</i> (ホントアカヒゲ)
4	<i>Luscinia komadori subrufus</i> (ウスアカヒゲ)

別表第一の表一の第一の一のチの(4)の1の項中「*Pitta brachyura nympha*」を「*Pitta nympha*」に改め、同表の第一の一のルの(1)の1の項中「*Diomedea albatrus*」を「*Phoebastria albatrus*」に改める。

別表第一の表二の第一の三のイの(1)中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同表の第一の三のイの(1)に次の一項を加える。

5	<i>Goniurosaurus splendens</i> (オビトカゲモドキ)
---	---

別表第一の表二の第一の六のハ中(2)を(3)とし、同表の第一の六のハの(1)の2の項中「*Maculinea teleius kazamoto* (ゴマシジミ本州中部亜種)」を「*Phengaris teleius kazamoto* (ゴマシジミ関東・中部亜種)」に改め、同表の第一の六のハ中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) せせりちょう科	
1	<i>Carterocephalus palaemon akaishianus</i> (タカネギマダラセセリ赤石山脈亜種)
2	<i>Parnara ogasawarensis</i> (オガサワラセセリ)
3	<i>Pyrgus malvae unomasahiroi</i> (ヒメチャマダラセセリ)

別表第一の表二の第一の六のホの(1)の1の項中「*Celes skalozubovi akitanus*」を「*Celes akitanus*」に改め、同表の第一の七のイの(1)の16の項中「*Satsuma hemihelvus*」を「*Satsuma hemihelva*」に改め、同表の第一の七のイ中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) おなじまい科	
1	<i>Nesiohelix omphalina bipyramidalis</i> (オオアガリマイン)

2	<i>Nesiohelix omphalina omphalina</i> (ヘンアキアツマイマイ)
---	--

別表第一の表二の第二の(1)中4の項を13の項とし、3の項を12の項とし、2の項を11の項とし、同項の前に次の六項を加える。

5	<i>Arisaema inaense</i> (イサヒロハテンナンショウ)
6	<i>Arisaema ishizuchiense</i> ssp. <i>ishizuchiense</i> (イシヅチテンナンショウ)
7	<i>Arisaema kuratae</i> (アラギテンナンショウ)
8	<i>Arisaema nagiense</i> (ナギヒロハテンナンショウ)
9	<i>Arisaema ogatae</i> (オガタテンナンショウ)
10	<i>Arisaema seppikoense</i> (セツピコテンナンショウ)

別表第一の表二の第二の(1)中1の項を4の項とし、同項の前に次の三項を加える。

1	<i>Arisaema abei</i> (ツルギテンナンショウ)
2	<i>Arisaema aprile</i> (オドリコテンナンショウ)
3	<i>Arisaema cucullatum</i> (ホロテンナンショウ)

別表第一の表二の第二の(2)中2の項を5の項とし、1の項の次に次の三項を加える。

2	<i>Asarum hexalobum</i> var. <i>controversum</i> (ジシギカンアオイ)
3	<i>Asarum kinoshitae</i> (ジユロウカンアオイ)
4	<i>Asarum monodoriflorum</i> (モノドウカンアオイ)

別表第一の表二の第二の(2)に次の三項を加える。

6	<i>Asarum sakawanum</i> var. <i>stellatum</i> (ホシザギカンアオイ)
7	<i>Asarum satsumense</i> (サシマアオイ)
8	<i>Asarum yaeyamense</i> (ヤエヤマカンアオイ)

別表第一の表二の第二の(3)中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次の一項を加える。

4	<i>Asplenium tenerum</i> (オトメシダ)
---	----------------------------------

別表第一の表二の第二の(4)中3の項を4の項とし、2の項の次に次の一項を加える。

3	<i>Deparia minamitanii</i> (ヒユウガシケシダ)
---	---------------------------------------

別表第一の表二の第二の(4)に次の二項を加える。

5	<i>Diplazium pin-faense</i> (ツクレギシダ)
6	<i>Diplazium subtripinnatum</i> (ムニンヒドシダ)

別表第一の表二の第二の(5)中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Crepidistrum ameristophyllum</i> (ユズリハワダン)
---	---

別表第一の表二の第二の(5)に次の二項を加える。

4	<i>Saussurea mikurasimensis</i> (ミクラジマトウヒレン)
5	<i>Saussurea yakusimensis</i> (ヤクシマヒゴタケ)

別表第一の表二の第二中(35)を(44)とし、(34)を(43)とし、同表の第二の(33)に次の一項を加える。

2	<i>Procris boninensis</i> (セキセンクラインク)
---	---------------------------------------

別表第一の表二の第二中(33)を(42)とし、(32)を(39)とし、その次に次のように加える。

(40) しなのぎ科	
1	<i>Grewia rhombifolia</i> (ヒシバウオトリギ)
(41) ほんごうそう科	

1	<i>Sciaphila yakushimensis</i> (ヤクジマンソウ)
---	--

別表第一の表二の第二中(31)を(38)とし、(30)を(37)とし、同表の第二の(29)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Deutzia naseana</i> var. <i>amanoi</i> (オキナフヒメクジギ)
---	---

別表第一の表二の第二中(29)を(34)とし、その次に次のように加える。

	(35) なす科
1	<i>Lycianthes boninensis</i> (ムニンホオズギ)
	(36) きぶし科
1	<i>Stachyurus macrocarpus</i> var. <i>macrocarpus</i> (ナガバキブシ)
2	<i>Stachyurus macrocarpus</i> var. <i>prunifolius</i> (ハザクラキブシ)

別表第一の表二の第二中(28)を(33)とし、同表の第二の(27)に次の一項を加える。

2	<i>Callianthemum kirigishiense</i> (キリギシソウ)
---	---

別表第一の表二の第二中(27)を(32)とし、(26)を(31)とし、(25)を(28)とし、その次に次のように加える。

(29) うらぼし科	
1	<i>Drynaria roosii</i> (ハカマクラボシ)
2	<i>Leptochilus decurrens</i> (オキノクラハラン)
(30) ひるむしろ科	
1	<i>Potamogeton praelongus</i> (ナガバユビモ)

別表第一の表二の第二中(24)を(27)とし、(20)から(23)までを(23)から(26)までとし、同表の第二の(19)中25の項を29の項とし、21の項から24の項までを四項ずつ繰り下げ、20の項を23の項とし、同項の次に次の一項を加える。

24	<i>Platanthera boninensis</i> (シマツレサギンサ)
----	--

別表第一の表二の第二の(19)中19の項を22の項とし、18の項を20の項とし、同項の次に次の一項を加える。

21	<i>Odontochilus hatusimanus</i> (ハツシマラン)
----	--

別表第一の表二の第二の(19)中17の項を19の項とし、12の項から16の項までを二項ずつ繰り下げ、11の項の

次に次の二項を加える。

12	<i>Gastrodia albida</i> (ヤクシマヤツシロラン)
----	--------------------------------------

13	<i>Gastrodia uraiensis</i> (タヅガワヤジシロラン)
----	---

別表第一の表二の第二中(19)を(22)とし、(18)を(21)とし、(17)を(19)とし、その次に次のように加える。

(20)	やぶこウジ科
------	--------

1	<i>Myrsine okabeana</i> (マールバタイニンタチバナ)
---	--

別表第一の表二の第二中(16)を(18)とし、(12)から(15)までを(14)から(17)までとし、(11)を(12)とし、その次に次のように加える。

(13)	きんもうわらび科
------	----------

1	<i>Hypodematum fordi</i> (リュウキョウキンセンセラウラビ)
---	--

別表第一の表二の第二中(10)を(11)とし、同表の第二の(9)に次の一項を加える。

2	<i>Claoxylon centinarium</i> (セキセンノキ)
---	---------------------------------------

別表第一の表二の第二中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、同表の第二の(7)中2の項を4の項とし、同項の前に次の一項を加える。

3	<i>Dryopteris hangchowensis</i> (ギリシヤイワヘゴ)
---	--

別表第一の表二の第二の(7)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Ctenitis microlepigera</i> (コキンモクイノヅ)
---	--

別表第一の表二の第二の(7)に次の一項を加える。

5	<i>Polystichum piceopalaeceum</i> (サクラジクイノヅ)
---	--

別表第一の表二の第二中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6)	あぶらな科
-----	-------

1	<i>Draba igarashii</i> (シラベシナズナ)
---	----------------------------------

別表第二の表二の第一の一のイの(2)の26の項中「*Ovis orientalis ophion*」や「*Ovis aries ophion*」に改め、同表の第一の一のイの(2)の27の項中「*Ovis vignei vignei*」を「*Ovis aries vignei*」に改め、同表の第一の六のハの(1)に次の一項を加える。

2	<i>Scleropages inscriptus</i> (スクレロパゲス・インスクリプトウス)	昭和55年11月4日
---	---	------------

別表第三の第一の(1)中1の項を3の項とし、同項の前に次の二項を加える。

1	<i>Arisaema aprile</i> (オドリコナンシヨウ)
2	<i>Arisaema cucullatum</i> (ホロナンシヨウ)

別表第三の第一の(1)に次の六項を加える。

4	<i>Arisaema inaense</i> (イサヒロナンシヨウ)
5	<i>Arisaema ishizuchiense</i> ssp. <i>ishizuchiense</i> (イシヅチナンシヨウ)
6	<i>Arisaema kuratae</i> (アラギナンシヨウ)
7	<i>Arisaema nagiense</i> (ナギヒロナンシヨウ)
8	<i>Arisaema ogatae</i> (オガタナンシヨウ)
9	<i>Arisaema seppikoense</i> (セツピコナンシヨウ)

別表第三の第一の(2)中2の項を5の項とし、1の項の次に次の三項を加える。

2	<i>Asarum hexalobum</i> var. <i>controversum</i> (シシキカンアオイ)
3	<i>Asarum kinoshitae</i> (ジユロウカンアオイ)
4	<i>Asarum monodoriflorum</i> (モノドラカンアオイ)

別表第三の第一の(2)に次の三項を加える。

6	<i>Asarum sakawanum</i> var. <i>stellatum</i> (ホシザギカンアオイ)
7	<i>Asarum satsumense</i> (サツマアオイ)
8	<i>Asarum yaeyamense</i> (ヤエヤマカンアオイ)

別表第三の第一中(9)を(12)とし、同表の第一の(8)に次の一項を加える。

2	<i>Callianthemum kirigishiense</i> (キリギシソウ)
---	---

別表第三の第一中(8)を(11)とし、(7)を(9)とし、その次に次のように加える。

(10) うらぼし科	
1	<i>Drynaria roosii</i> (ハカマクラボシ)

別表第三の第一の(6)中7の項を8の項とし、6の項の次に次の一項を加える。

7	<i>Odontochilus hatusimanus</i> (ハツシマラン)
---	--

別表第三の第一中(6)を(8)とし、(3)から(5)までを(5)から(7)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) きく科	
---------	--

1	Saussurea yakusimensis (ヤクシマヒゴタイ)
(4)	あぶらな科
1	Draba igarashii (シリベジナズナ)

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年二月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうちこの政令による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げられていないものに係る特定国内種事業を行っている者に対する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「行おうとする者」とあるのは「行っている者」とし、「あらかじめ」とあるのは「平成三十年三月十五日までに」とする。

理 由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、国内希少野生動植物種としてタカネキマダラセセリ赤石山脈亜種等を追加する等の必要があるからである。